

大会宣言（案）

8月28日、安倍晋三首相が自らの健康状態を理由として辞意を表明した。2012年12月の第2次安倍政権発足以来7年8ヶ月、2006年9月発足の第1次政権も含めると8年8ヶ月もの間、安倍政権に対して私たち労働者・市民は闘ってきた。安倍が悲願とする改憲は当面阻止し得た一方で、今、その安倍首相を労働者・市民が自らの闘いの力で直接政権の座から引きずり下ろすことができなかつたことは闘いの不十分さとして痛苦に反省したい。

第2次大戦後の自民党政権の中でも、安倍政権はその露骨なまでの新自由主義と歴史修正主義にまみれた右翼的本性を隠さない反動政権として、歴史の教科書に特筆されるであろう。第1次政権より憲法改悪の意図を隠さず、その路線に基づいて教育基本法改悪を強行した。また第2次政権となってからは、特定秘密保護法・戦争法・共謀罪法などの治安・戦争立法を次々と強行成立させ、日本を「戦争のできる普通の国」に大きく転換させた。近隣のアジア諸国に対する戦争責任表明と謝罪などを実行する姿勢は微塵も感じられず、むしろ「日本会議」などの右翼勢力やネット右翼などと結んで「反中・嫌韓」世論の醸成に躍起となっていた。

また、アベノミクスと称された規制緩和と民間投資による成長戦略は、この10年間で労働者を底なしの生活苦に突き落とし、雇用が不安定で将来の生活が見えない膨大な非正規労働者を産み出すこととなった。「女性活躍推進」を掲げながら何ら有効な政策も行わず、日本のジェンダー平等度は153か国中121位と世界から周回遅れの状況に堕ちている。労働法制改悪によって労働現場での労働のあり方を大きく変貌させ、労働現場での労働者の団結と闘う力を形骸化させつつある。全労協はこれまで、労働法制改悪攻撃に対しては組織の持てる力をすべて傾注して闘ってきたが、その闘いはまだこれからである。

さらに、森友学園問題、加計学園問題、「桜を見る会」問題、公文書改竄問題、黒川検事長問題、河井元法相夫妻問題などは、この政権が限りなく反民衆的で、市井の人々の悩みや苦しみなどをこの政権が全く斟酌することなく自らの権力欲に明け暮れていたことを満天下に示すものとなった。

そして、今年のCOVID-19によるコロナ危機である。本当に文字通り、この社会に暮らす人々全員の生命がかかっているこの事態において、安倍政権は「アベノマスク」と「GoToキャンペーン」に汲々としていた。安倍晋三の「お友だち」である大阪の維新勢力のやったことが結局「雨合羽松井にイソジン吉村」でしかなかったことが示すように、こういう勢力はどこまで行ってもパフォーマンスと権力維持しか考えていない。

全労協は、この10年近くにわたる安倍政権に対して全力で闘い、力及ばずとはいえ、駆け抜けてきた。さる9月16日に安倍政権の後継として菅義偉氏が新首相に就任したが、その本質において安倍政権と何ら変わるころはない。

全労協は、これまでの闘いをさらに強めて自民党政権を打倒し、労働者・市民のための社会的労働運動を全力で展開していくことをここに宣言する。

2020年10月3日

全国労働組合連絡協議会第32回定期全国大会

反戦・護憲運動の強化に向けて決議(案)

新型コロナウイルス感染症は、全世界に衝撃を与えた。ロックダウンを始めとして各国で様々な対応が実施されているが、いまだコロナ感染症が終息する兆しはない。こうした中で、グローバル経済と社会秩序が大きく崩壊する模様を呈し、大国である米中ロの利害対立と思惑を背景に、中東や南・東シナ海等では宗教、民族対立が激化し、領有権争いも日増しに激しさを増してきている。

更に、EU内部では移民排撃を掲げたポピュリズム政党が台頭し、いまや、第二次世界大戦後75年間を経過する中でもっとも危険な時代を迎えている。国内においては、軍拡と改憲を志向する安倍前政権が登場し、政権発足以降、日米安保体制を軸に戦争が出来る国づくりを目指して、国家安全保障会議の設置、情報統制を目的とした特別機密法、集団的自衛権の行使容認の安保法、治安維持法と言われた共謀罪等を強引な国会運営を通じて相次いで成立させた。また、南スーダンでの駆けつけ警護を始めとする、自衛隊の実践配備の動きや、社会保障費を削減させながらも防衛費については毎年増額させ、軍備の拡大を取組んできた。

具体的には、長距離巡航ミサイルの導入や、護衛艦「いずも」の空母化、米国兵器である、F A 3 5 戦闘機、新型空中輸送機K C 4 6 Aや、垂直離着機V オスプレイと無人偵察機グローバルホーク等を大量に購入しようとしている。

こうした中で、自民党防衛族を中心に、「専守防衛」から、敵の攻撃の兆しがあったら、敵地を先制的に攻撃する「敵基地攻撃力」を保有すべきであるとの新解釈が公然と話されているのである。

そして、辺野古新基地建設や、オスプレイの在米基地への実戦配備を始めとする在米基地の再編強化の動きも注目しなければならない。

敗戦後、日本は国内外で多くの尊い命を奪ってきた反省の上に立ち不戦の誓いをし、その具体的内容として憲法9条を尊重し他国との軍事的な争いを放棄してきた。

しかし、安倍前政権は、軍備の拡大と法整備を通じて憲法9条を実質的に変質させ、日本を戦争の出来る国家へと再編しようとしたのである。

こうした中で安倍前首相は、体調不良を理由に首相の座から去った。その後、安倍前政権時代、官房長官という権力中枢にいた菅が安倍路線を踏襲することを宣言し新首相に就任した。今回の政権交代は、安倍前政権の改憲と軍拡路線の延長にある政権交代であり、その本質に全く変わらない。

我々は、この欺瞞的政権交代を断固抗議し、これまで以上に反戦闘争と護憲運動を多くの労働者、市民と連携を取りながら全労協としても取組んで行かなければならない。また、全世界の労働者と連帯し、戦争へと突き進む時代状況を断固阻止しなければならない。

以上決議する。

2020年10月3日
全国労働組合連絡協議会第32回定期大会

原発再稼働反対・脱原発社会をめざし闘う決議（案）

戦後民主主義の破壊、政治の私物化、集団的自衛権の行使＝解釈改憲を強行した安倍政権は、8月27日、持病の悪化を理由に遂にその幕を閉じた。憲法の破壊と政権の延命を許してきたのは他ならない日本労働運動の責任である。

安倍政権は、民主党政権が福島第一原発事故後に決めた「2030年代原発ゼロ」のエネルギー政策を破棄し、原子カムラを背景とする「重要なベースロード電源」と位置付け、福島事故の原因究明には頬かむりし、「新規規制基準」を世界一位厳しい安全な基準とうそぶき、次々と再稼働に舵を切ってきた。以来、全国では、川内原発1・2号機、高浜原発3・4号機、伊方原発3号機、大飯原発3・4号機、玄海原発3・4号機の9機が再稼働している。

9月16日、安倍政権を継承すると宣言した菅官房長官が第99代首相の座に就いた。菅政権は、安倍政権が敷いた原発再稼働の道筋を更に進めることは間違いない。

今、再稼働の焦点は、女川と東海第二原発だ。2月26日女川原発2号機の安全対策が新規規制基準に適合する審査書が決定され、立地自治体の女川町議会は再稼働を容認し、住民説明会が開催されている。女川原発2号機は、事故を起こした福島第一原発同様の沸騰水型であり、地元の住民の不安は高まっている。今年度中に安全対策の工事が完了する予定で2021年に再稼働する動きにある。さらに、東海第二原発も、福島第一同様沸騰水型の原発で老朽化は著しい。東海第二原発は首都東京から100km圏内にある。直下型の巨大地震が北関東から首都圏を襲う警告が発せられている現在、福島第一原発事故の二の舞が懸念され、首都圏壊滅につながる東海第二原発の再稼働を阻止しなければならない。

7月29日、規制委員会は、核燃料サイクルの中核施設である青森県六ヶ所村の「再処理工場」について新基準に適合するとして審査書を決定した。これは高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉で核燃料サイクルが実質的な破綻にも拘らず、溜まり続ける45トンのプルトニウム消費の国際公約と、全国の原発敷地内の使用済み燃料の解消目的に他ならない。

一方、福島第一原発では、溜り続ける汚染水問題が重要な局面に入っている。地下水が流れ込む原子炉建屋には、多核種除去装置アルプスでも除去できない、1日180トンのトリチウム（三重水素）汚染水が発生し、敷地内に林立したタンクの総量は120万トンを超え2022年で限界と云われている。政府、東電はこの汚染水を海洋放出で乗り切ろうとしているが、数十年も福島県民に低線量被ばくの甚大な被害が及ぶことは明らかで、そればかりか、福島沖から太平洋への海洋汚染、地球規模の汚染の拡大を意味する。

30年以内に、南海巨大地震、首都圏直下型巨大地震の発生が確実と言われる今日の日本列島、あらゆる地域どこに住もうが巨大地震から逃れる術はない。現在そして未来の社会に無責任な原発推進の政治から、自然エネルギーへの転換が求められているときはない。9月30日に仙台高裁は福島原発事故に対する国の責任を明確に認めた。今こそ、我々の子孫、未来の人間に豊かな自然と大地を残すため、核燃料サイクルからの撤退と再稼働路線からの決別を政府に求める労働運動を構築しよう。

全労協は、全国の仲間と原発再稼働反対の闘い、あらかぶさん損賠裁判をはじめとする、原発労働者のひばく労働問題など、人間が安心して健康で働きかつ生存できる社会環境を実現するために全力で闘うものである。以上、決議する。

2020年10月3日

全国労働組合連絡協議会第32回定期全国大会

コロナ禍を理由とした「働き方改革」という名の雇用破壊と全面对決し、 人間らしい生活と労働の確立に奮闘しよう！ 決議（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は世界で労働者の働き方に大きな変容と格差をもたらそうとしている。感染拡大を予防するとして「三密」を避けるため、リモートワークを取り入れた働き方が強力に推奨される一方、非正規労働者には感染の危険性を承知で出勤が求められるか離職を強要されている。

リモートワークを求められる労働者は労働時間管理を自己責任とされ、結果、通勤時間の負担軽減に倍する長時間労働が拡大し、女性労働者には家事育児の負担を強いる事態を引き起こしている。そしてリモートワークは仕事の「成果」を直接に求められ、果ては委託、フリーランスへの切り替えと失業に直面させられようとしている。

一方、派遣労働者や、キーワーカーと呼ばれる社会生活を維持するために働く清掃や配送、流通、スーパー、医療や介護など現場労働者が不可欠であり、感染リスクに直面しながら、低賃金で働き、非正規雇用が多数を占め、かつ女性が多いことも明らかになった。そこには新たな格差が拡大し、また、経済活動の停滞と低迷によって雇用不安が拡大している。すでに完全失業率は3%に近づき、非正規労働者の失業が顕著になり、ここでも女性が多数を占めている。有効求人倍率も低下を続けている。コロナ禍を理由とした雇用破壊を決して許してはならない。

有期雇用に関わる不合理な差別を禁止する、旧労働契約法 20 条に関わる最高裁判決が 10 月 13 日、15 日と相次いで出される。郵政ユニオンやメトロコマースなどの均等待遇を求める闘いに最高裁として一定の判断を示すことになる。職場闘争、裁判闘争を通じて前進してきた差別を許さない闘いを更に強化していこう。

労働契約法 18 条、パート・有期法を活用した闘いを広げ、正規・非正規間、男女間の差別是正を図るため、国際基準を踏まえた同一（価値）労働同一賃金の法制化を求め、全国一律の最低賃金と大幅に引き上げ、全国どこでも誰でも 1500 円／時間の実現に向けた闘いの強化のために奮闘していこう。

外国人労働者（特定技能労働者、技能実習生を含む）の人権を尊重し、労働環境整備、労働基準法の遵守、均等待遇の実現に向けて闘いを強化していこう。

人間らしい労働と生活＝ディーセント・ワークを求め、労働組合への結集を呼びかけ、職場に強固な労働組合を作り上げる闘いに全力をあげよう。

「自助・共助・公助」を掲げ政治の責任を放棄した、菅政権の雇用破壊を許さず、全労協は先頭に立って全力で闘おう。

以上 決議する。

2020 年 10 月 3 日

全国労働組合連絡協議会 第 32 回定期全国大会